

# 船舶検査証書

第1-10号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第235-37979号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎

航行区域又は従業制限

(国際航海に従事する場合にあってはその旨)

## 沿海区域

ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県劔埼を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

最大とう載人員

旅客	7人
船員	1人
その他の乗船者	0人
計	8人

制限気圧

-----

その他の航行上の条件

日没から日出までの間の航行を禁止する。

有効期間

平成29年1月10日まで

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

平成23年1月11日(東京)

日本小型船舶検査機構

日本小型  
船舶検査  
機構之印